

長、京大名誉教授)である。父君の在米中、カリフォルニアで生まれ帰国され、大阪帝大卒業後軍務にも従軍された先生は、戦後間もない昭和24(1949)年に再渡米され、昭和33(1958)年に京大教授に就任のため帰国された。当時、医学部在学中だった私は、折よく医化学の試験を前任教授の時期にパスしていたから良かったものの、再試験組になっていた同級生たちは修教授の厳格な口頭試問に遭遇。「ひどい目にあったなあ……」が今も同級生同士の語り草となっている。

花房秀三郎〔昭和4(1929)～平成21(2009)年〕

戦後のわが国はドイツ医学からアメリカ医学へと大きな転換をした。高度経済成長に支えられた生活環境の改善と抗生物質・抗菌薬の開発・普及により、伝染病(感染症)は激減し、医療対策は、成人病・生活習慣病、癌対策の時代となった。

発癌をめぐって癌ウイルスが脚光を浴びた1980年代、世界の医学界から“ノーベル賞に最も近い日本人”と評価されていたのが、兵庫県出身の花房先生である。

私は、1994年に雑誌『最新医学』で連載「海外の日本人——医学・医療」(海外で活躍中の日本人医師24人との対談シリーズ)を企画し、当時、ロックフェラー大学在職中の花房先生と対談する機会を得た。シリーズの目的は、「どうして日本ではノーベル生理学・医学賞の仕事が生まれぬのか」を考えることであった。花房先生は、ラウス肉腫(1911年発見)を用いて「癌ウイルスの持つ遺伝子が正常細胞内に存在する」との発見・報告(1977年)に至るまでに研究の歩みを淡々と語られました。その際、残念がっておられたのは、ラウス肉腫と同じころに発見され、先生が研究対象にしようとした藤浪・稲本肉腫(1910年発見)が、日本には残っておらず、外国(チェコ)で保存されていたことである。

先生の共同研究者であった照子夫人は、「藤浪肉腫を忘れ去った事実の根底には、学問は、欧米の先例を追い、それに頼っていけばよいという、科学者の安易な考えもあったことを否定することはできない」という厳しい言葉を残されている。

(平成26年11月例会)

精神病学と法医学とのあいだ

岡田 靖雄

いままで探索をつづけてきて、戦前、とくに明治時代には精神病学と法医学とがきわめて密接な関係にあったことがみえてきた。今回それを跡づけてみたい。各医育機関の歴史をこまかくたどれば、もっと多くの事例がみつかるだろうが、自分が今までしらべた範囲でしらす。

1. 裁判医学(断訟医学・法医学)のなかの精神病学

1875年(明治8年)9月に警視庁に裁判医学学校(→警視庁医学学校→1878年)が設置され、東京医学学校解剖学教師 Wilhelm Dönitz(1838-1912)が裁

判医学を講義。これにもとづき湯村卓爾・三浦常德・齋藤准記聞『断訟医学』(齋藤准, 1879年8月)が出版された。その『第七篇 精神障碍ニ関スル断訟医学上検査』は32ページで、そこでの精神障碍は精神柔弱(魯鈍・痴呆, 先天性/後天性)および精神病(鬱憂狂, 発狂)と分類されている。それまでの西説内科書に精神病の記載はあったが、メランコリー、ヒポコンドリー、ヒステリーが中心で、ヨーロッパの精神病学体系を最初に日本に紹介したのは、この『断訟医学』であったろう。

1877年(明治10年)2月から東京大学医学部

生理学教師 Johann Ernst Tiegel (1849-1889) が裁判所関係所員および警視庁医員に裁判医学知識を講義した(このとき通訳したのが1等第5学年生片山國嘉で、かれはその後法医学の道をあゆむことになった)。Tiegelの『国政医学』は谷口謙により訳出された(三瀧謙三, 1879年7月)。全3巻で「巻二 衛生警察之部」の「第十五款 瘋癲警察」4ページが瘋癲病院につきのべている。「巻三 断訟医学之部」の「生体上検査」の最後に「第十五 精神病争議」7ページがある。ここでは精神病は痴呆症(プロイトジシ)および狂乱症(マニー)にわけられている。

1879年(明治12年)9月から愛知県公立医学講習所で Albrecht von Roretz (1846-1884) が『断訟医学』を講義した。これは同校の『医事新報』に掲載されているが、所蔵するのは林笈による2冊の筆記本で、その7分の2を「裁判上精神学」がしめている。広義の精神病は、精神柔弱(先天性/後天性、愚昧・魯鈍・痴呆)、精神病(単心瘋癲[モノマニー]・鬱憂瘋癲・狂暴瘋癲)にわけられている。この分類は Dönitz のものにちかく、それをすこしくわくしている。Roretz はオーストリアの州立精神科病院に1年半つとめたことがあり、精神科病院の建築に実際の知恵をもっており、愛知県立病院には Roretz の設計により癲狂室がたてられた。

1882年(明治15年)1月に施行された治罪法(刑事訴訟法)には鑑定についての規定があり、4月に警視庁御用掛安藤卓爾が、実子を井戸になげ入れた女につきおこなった精神鑑定が、治罪法規定による最初の鑑定であるとされる。

1882年に片山國嘉・江口襄『裁判医学堤綱』(島村利助・丸善書店, 1882年12月-1888年3月)がでた。前編巻3は江口の著で、その「第十章 精神病論」97ページがある。おおまかな分類は、天性痴呆及魯鈍、先天性聾啞、変質性精神病、鬱憂狂及鬱憂性妄想狂、癲狂及興奮性妄想狂、后天性失神、麻痺狂となっていて、かなりこまかい分類である(このあとは、精神病の分類についてはしるさない)。江口襄(1844-1924)は森林太郎と同級である。警視庁医員および軍医であった。H.

Schüle の著の抄訳『精神病学』(1887)があり、相馬事件の相馬誠胤の遺体を解剖したのはこの人である。

1885年(明治18年)6月-1886年2月と東京大学医学部別課医学科で三宅秀(1848-1938)および高橋順太郎(1856-1920)が裁判医学講義中で精神病学をとりあげ、1886年8月からは高橋がそれにあたった(小関恒雄氏の記載による)。

1886年(明治19年)には福島甲種医学校で助教諭村地研三(1859-?, 1886年別課卒)の裁判医学講義(筆記録を所蔵)の97枚の冒頭34枚が、裁判医学上もっともむづかしいものだから、と、精神病学にあてられている(村地がだれによっているかは未解明)。

1887年(明治20年)3月に国政医学会第1回総会がひらかれた(→国家医学会→社会医学会→1928)。国政医学の範囲は、衛生学・衛生警察学・裁判医学・精神病学および裁判精神病学・毒物学・裁判化学・医事法制である。国政医学研究会は1883年に長谷川泰を会頭に結成されたが、長谷川の急病により休会状態をつづけていたのである。

1890年(明治23年)1月には片山の首唱で医科大学内に国家医学講習会が設置された(→1921年)。ここでは医制・衛生学・法医学・精神病学・病理解剖が講じられた。

2. 呉秀三(1865-1932)のばあい

1889年(明治22年)から「裁判医学講義」(→「法医学講義」)を『裁判医学会雑誌』にのせた(1891年まで)。学生時代は“医科大学大峠道士”名で、卒業して1891年1月からは“医学士呉秀三”名で。これは翻訳紹介であったろう。

1895年(明治28年)には甫布満原著、片山國嘉・呉秀三訳述『法医学大成』第参冊(秋南書院, 1895)がでた。この第4章が断訟精神病学にあてられている。

1897年(明治30年)には、榊俣・呉秀三『増補改訂法医学堤綱』下編(秋南書院, 1897)がでた。これは1882年の片山・江口『裁判医学堤綱』をうけたもので、上編は片山が、中編は江口がいて

いて、下編が精神病論。この出版のすこしまえに榊が死去している。

3. 精神病学者による法医学講義

府立大阪医学校で、1889年（明治22年）–1904年（明治37年）と大西鍛教諭（1861–1931）が、精神病学のかたわら法医学を数時間講義していた。大正初年には和田豊種教諭が田中祐吉（病理学）とともに法医学を講義し、1915年（大正4年）–1919年には和田が法医学を兼担していた。和田（1880–1967）は1899年に大阪府立医学校を卒業し、1906年には法医学研究のために京都帝国大学に留学し、1907年には東京帝国大学精神病学教室に留学見学し、1909年に精神病学担当教諭となった人である。

京都府立医学校では1894年（明治27年）に島邨俊一教諭（1861–1923）が神経精神病学および裁判医学を担当した。大條顕正（1901年卒）による法医学筆記録（所蔵）があり、法医学鑑定書ものこされている。

長崎医学専門学校では1907年（明治40年）に石田昇（1875–1940）が、法医学、精神病学、薬物学を担当した。1917年（大正6年）に石田をついだ齋藤茂吉（1882–1953）は、精神病学および法医学を担当した。かれの『手帖』には法医学の試験問題がしるされており、かれは昇汞中毒の鑑定もしている。1921年（大正10年）に齋藤をついだ高瀬清（1887–1977）も精神病学と法医学とを担当していた。

愛知医学専門学校で1908年（明治41年）に法医学と薬物学とを兼担した谷寶抱は1904年愛知県立医学校を卒業した人で、1907–1908年と東京府巢鴨病院医員であった。

金沢医学専門学校で1909年に精神病学担当となった松原三郎教諭（1877–1936）は1910–1913年に、週2時間法医学を講義した。かれがわたした講義要旨を坂東三範（1917年卒）が“Die Neurologie, Psychiatrie, u. Gerichtliche Medizin von Prof. S. Matsubara”と題し製本してのこした（息松原太郎がそれを古書店で発見）。

帝国女子医学専門学校では、杉田直樹（1887–

1949、東京府立松沢病院副院長、名古屋帝国大学教授）が1924年（大正13年）、1944年（昭和19年）–1947年に、また児玉昌（1892–1953、東京府立松沢病院医長）が1931–1932年に、講師として法医学を講義した。

そのほかに人としては、1901年（明治34年）に東京帝国大学医科大学を卒業した吉川壽次郎は1902–1903年と東京府巢鴨病院医員であったが、1903–1904年には片山のもとで法医学助教授をした（1904年出征）。作業治療で有名な加藤普佐次郎（1887–1968）は、1912年千葉医学専門学校を卒業して九州帝国大学法医学教室助手となり、1916年（大正5年）に出身校の精神科医となり、また法医学教室の実習担当をした。そして、1919年に東京府巢鴨病院医員となった。

4. 法医学者による精神病学講義

片山が呉の留学中精神病学教室を兼担し、東京府巢鴨病院医長を嘱託されていたこと、多くの精神鑑定をしていたことは、前回にのべた。

岡本梁松（1863–1945）は1889年（明治22年）に東京帝国大学医科大学を卒業して法医学の助手、1891年に助教授となり、1899年京都帝国大学の法医学担当の助教授、1902年に教授となつて、1903年1月から12月まで精神病学講座を兼担していた。

浅田一（1887–1952）は1923年（大正12年）に長崎医学専門学校教授（法医学担当）となったが、精神科の高瀬清の留学中は精神病学を兼担していた。

京都帝国大学で岡本をついだ小南又一郎（1883–1954）は1924–1954年の法医学講座担任中に多くの精神鑑定をおこなった（片山をついだ三田定則は精神鑑定をまったくしなかった）。

〔まとめ〕 初期に精神病学は断訟医学・裁判医学・法医学のなかで講じられることがおおかった。その後も国家医学の一環として精神病学と法医学との関係はふかかった。またある時期精神病学者が法医学を講義することが目だち、法医学者が精神病学を講ずることもあった。付言すると、

江戸時代末期には癲狂科が独立する寸前までいっ
ており、それがすすめば、治療中心の個人医学で、
法医学とは直接の関係をもたない精神病学が成立

していたであろう。

(平成27年1月例会)

緒方春朔にみる人痘法の実際

西巻 明彦

エドワード・ジェンナーが牛痘種痘法を開発し
てから(1796)、モーニック(1849)による日本
での牛痘種痘法が成功するまでの時間差と、それ
以後の急速な牛痘種痘法の普及についての事象
は、一般的な問題として取り上げられることは多
い。しかし18世紀末の日本において池田瑞仙に
よる痘瘡治療、橋本伯寿の流行病の隔離につい
ての『断毒論』、緒方春朔による人痘種痘法を書
いた『種痘必順弁』と、天然痘に対する対処法は充
分に揃っていた。当時の医療担当者にとって医療
効果の高いものは、蘭法、漢方を問わず実証的に
取り入れる傾向は強かったと考える。事実、1770
年に出版された『温疫論』は治療に対する概念を
急速に普及させた。日本における19世紀中頃の
尊王攘夷運動などによる思弁的傾向の強かった時
の漢蘭対立と、18世紀は異なる状況下ではなかつ
たかと演者は考える。

緒方春朔は、1790年2月に天野甚左衛門の2児
に鼻早苗法による人痘種痘法を行い成功した。こ
の事蹟は、やや時代が下がるが華岡青洲の全身麻
酔法の成功に対し、一般的に知られていないのは
残念である。春朔は医者向けに寛政8年『種痘証
治録』を著している。その内容は、叙を佐井聞庵
(天保9年)題言を春朔、撰苗、蓄苗、天時、擇日、
調摂、禁忌、可種、不可種、要旨、自製曲管之図、
補種、信苗、治法の順番に記載され、『医宗金鑑』
に準じている。唯一異なる点は、自製曲管之図で、
図と自らの概念を述べている。鼻乾苗法をなぜ採
用したかについて、アン・ジャネッタ氏は、「緒
方春朔はオランダ医師ベルンハルト・ケルレルに

知遇を得ていたにもかかわらず、彼が西洋式人痘
種痘法を実践あるいは推進しようとした形跡はな
い。これは九州のような高温多湿の気候の土地で
は中国式人痘種痘の方が有効なことが明白であつ
たためかもしれない。」と記している。緒方春朔
研究は、富田英壽氏による詳細な論考があり、そ
の中で『医宗金鑑』を中心に改良し、独自の種痘
法を開発したと述べている。その延長上で考えると
春朔は『医宗金鑑』を中心に種痘を考え、ケル
レルがランセットを用いた種痘は善感しづらいと
述べた点をふまえ、実証的に鼻早苗法を最善とし
た点にあると考える。

治方について春朔の概念は、天然痘を善感させ
ることに主眼点があり、そのためどうしても種痘
が強いものになってしまうのはやむをえない。そ
のため、痘苗を陽毒とし、下苗を陽の強い時期に
設定し、適応症から虚証の人間をはずし、中国伝
統医学の概念に沿って当時の最善の策をとったこ
とは評価すべき点である。善感させ順痘にもつ
ていく以上、治方は重要なものであり、種痘と治痘
は表裏一体と考えるべきである。治方は軟膏であ
る二聖散、信苗発見部位併治方(2)、発熱之際証
治(4)、見点之際証治(4)、起膿之際証治(3)、
灌漿之際証治(1)、収靨之際証治(4)、結痂落痂
之際証治(2)、痘中交雜証治(4)で、医宗金鑑に
準拠し、一部他の薬方を加味している。その他、
禁忌に避穢香法がのせられている。出典は、外科
正宗1、瘍科鎖言1、陳氏痘疹方論1、活幼心法6、
医宗金鑑6、博愛心鑑1、痘疹心法要訣1、保赤2、
痘疹玄機2、本草綱目1である。避穢香法は、医